



**台湾：新型コロナウイルス感染症(COVID-  
19)の関連対応策(2020年3月27日時点)**

※ 本書は、2020年3月27日時点の情報に基づいて執筆しております。

台湾では、2020年3月27日現在、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の症例は267件となり、2名が死亡しています。

新型コロナウイルス感染症の台湾国内の流行及びそれによる経済面のダメージを避けるため、台湾政府は以下の通り新型コロナウイルス感染症の関連活動規制、財政援助、経済振興策等を次々と公表しました。

## 1. 出入国制限

- ・ 2020年3月19日から、外国人は居留証、外交公務証明、商務契約履行証明、又はその他の特別許可を有しない限り、入国を禁止されます。外国から入国する外国人及び台湾人は一律で14日間の自宅隔離措置が適用されます。
- ・ 2020年3月24日～4月7日の期間、台湾での航空便の乗り継ぎは禁止されます。
- ・ 2020年2月23日～6月30日の期間、医療関係従事者及びソーシャルワーカーは、許可を得ない限り、渡航警報最高レベル(レベル3)の国・地域への渡航が禁止されます。

## 2. 公衆集会の自粛要請

2020年3月4日に公衆集会に関する対応ガイドラインが公表されました。学校の入学式、卒業式、祭り、スポーツイベント、宗教、政治、文化、学術、芸術、旅行、法人、社団、NGO等の集会活動を行う際には、当該ガイドラインが適用されることとなります。

当該ガイドラインによれば、集会開催の前に、参加者情報、集会場所の空気流通状況等の要素によりリスク評価を実施しなければならず、リスクが高いと判断した場合、集会の延期、中止等の自粛を要請されます。開催を決めた場合、主催者は緊急対応体制、防疫宣伝、防疫施設及び保護用品の準備、参加者の宿泊計画、集会スタッフの健康管理計画等の防疫対応計画を制定し、関連防疫準備及び措置を徹底しなければなりません。

なお、国の防疫指揮センターは、室内100人以上、室外500人以上の集会について、その開催を控えるよう呼び掛けています。

## 3. 事業への財政援助、経済振興策

2020年2月25日に「嚴重特殊伝染性肺炎(即ち新型コロナウイルス感染症)防治及び財政援助振興特別条例」(中国語表記:嚴重特殊傳染性肺炎防治及紓困振興特別條例)(以下、「振興条例」といいます。)が総統令により公表されました。

振興条例9条によれば、新型コロナウイルス感染症の影響を受け経営困難になった産業、事業等に対し、主務官庁は財政援助、補助、振興措置等を提供することができます。2020年3月13日に600億新台幣ドルの特別予算案が立法院<sup>1)</sup>において可決されましたが、予算案での主な事業への財政援助、経済振興策は下記の通りです。

- ・ 資金援助:新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業の融資保証、利息補助

<sup>1)</sup> 日本の国会に相当します。

- ・ コスト補助: 観光関連産業、空港関連産業、航空業並びに運送業の運営コスト、費用の補助及び税務補助
- ・ 研究開発奨励: 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業の研究開発の補助
- ・ 消費促進: 観光産業及び芸術文化活動向けの振興商品券の発行

#### 4. 労働者支援策

---

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、観光産業、飲食産業等の従業員が解雇され、又は休暇を強いられるケースが多発しており、国は下記の通り労働者の支援策を講じています。

- ・ 自宅隔離の補償及び休暇:  
振興条例3条によれば、自宅隔離措置を取った者、及びその面倒を見る者が出勤できない場合、防疫補償を受けることができます(補償金は1日1,000新台幣ドル)。また、同条によれば、自宅隔離措置を取った者に対し、企業は防疫隔離休暇を与えなければならない、皆勤賞与の減額、解雇等の不利益処分をしてはなりません。
- ・ 労働者就業支援:  
労働部<sup>2</sup>は就業安定対応措置を制定し、休暇を強いられる労働者について、労働者訓練又は賃金の補助が提供され、失業の労働者について、子女教育の補助が提供され、失業労働者の雇用奨励の政策も制定作業中です。

#### 4. 今後の見通し

---

上記の入国制限について、現在台湾政府は解除時期を設定しておらず、今後も暫く続く見込みであり、乗り継ぎの制限がさらに延長される可能性も排除できません。また、新型コロナウイルス感染症の台湾での流行が拡大すれば、台湾政府は全面的な集会禁止、企業閉鎖等を含むさらなる活動制限令を公表する可能性も否定できませんので、引き続き政府の動向を注意する必要があります。

なお、上記の事業への財政援助、経済振興策及び労働者支援策の方針と予算は決められましたが、執行面では制定作業中又は検討中の細かい規則、命令等はまだまだ数多くあり、企業への影響を評価するため、引き続き法令、政策の成り行きを見守ることが必要です。

---

<sup>2</sup> 日本の厚生労働省に相当します。

